

12 障がい者マークの紹介

障がいのある方に関するマークには、主に下記のようなものがあります。
これらのマークを見かけたら、ご理解とご協力をお願いします。

身体障がい者標識（身体障がい者マーク）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、やむを得ない場合を除き、マークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

このマークの表示は努力義務となっています。

運転免許試験場内三重県交通安全協会（229-1212）で販売されています。



聴覚障がい者標識（聴覚障がい者マーク）

聴覚障がいがあることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する聴覚障がい者標識（障がい者マーク）で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

このマークを表示しない場合、道路交通法違反になります。

運転免許試験場内三重県交通安全協会（229-1212）で販売されています。



国際シンボルマーク

国際リハビリテーション協会によって、障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを明確に表すためのマークです。

※ 車に貼る場合、道路交通法上の規制を免れるものではありませんのでご注意ください（市販されています）。

（問い合わせ先：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
電話 03-5273-0601）



ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障がい者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関、デパート、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。

お店の入り口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。



○身体障がい者補助犬とは

- ・盲導犬…目の不自由な方を安全に誘導します。
- ・介助犬…からだの不自由な方の障がいに応じて活躍します。
- ・聴導犬…耳の不自由な方にいろんな音を聞き分けて知らせます。

耳マーク

聞こえが不自由なことを表すマークです。耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。耳の不自由な方と話す時は「はっきりと口元を見せて話す」、「筆談をする」などの配慮をお願いします。

(問い合わせ先：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
電話 03-3225-5600)



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

(問い合わせ先：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
電話 03-5844-6265)



ハートプラスマーク

心臓・腎臓等の内臓機能の障がいを持つ内部障がいのある方たちは、外見的に障がいのあることがわかりにくいいため、「身体内部に障がいを持つ人」への理解を進めるために、マークの普及の取り組みが行われています。

購入については、特定非営利活動法人ハート・プラスの会事務局
(電話 080-4824-9928) へお問い合わせください。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたものです。

三重県庁、各県福祉事務所、各県保健所、県障害者相談支援センター、県内各市町福祉担当窓口で無料配布しています。

(問い合わせ先：三重県子ども・福祉部地域福祉課 電話 059-224-3349)

